

(3)

表示板交付基準

(1) 表示板とは（条例第32条、規則第8条）

- 条例第32条の規定に基づき、表示板交付基準に適合している施設に対して交付するものです。また、表示板を交付された施設管理者は、誰もが利用しやすい施設整備がなされていることが施設利用者にわかるように、規則で定められた形式の表示板を、施設の見やすい場所に掲示しなければなりません。
- 表示板を施設に掲示したい場合には、一般都市施設においては一般都市施設整備基準を遵守し、また指定施設においては指定施設整備基準を遵守した上で、表示板交付基準に適合する必要があります。

1. 敷地内の通路

表示板交付基準

(1) 道等から主要な出入口に至る敷地内の通路のうち1以上は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。

イ 段を設けないこと。ただし、段を別表第5の6の項に定める構造に準じたものとし、同表の7の項(2)に定める構造の傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設した場合は、この限りでない。

ウ 別表第5の2の項(1)ア及び(2)カに定める構造とすること。

(2) (1)に定める構造の敷地内の通路以外の敷地内の通路に段が生じる場合は、別表第5の6の項に定める構造に準じたものとする。

2. 駐車場

表示板交付基準

車いす使用者用駐車施設を1以上(総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上)有する駐車場を設け、別表第5の3の項(2)及び(3)並びに13の項(3)に定める構造とすること。

3. 出入口

表示板交付基準

(1) 直接地上へ通ずる主要な出入口は、次に定める構造とし、1の項(1)に定める構造の敷地内の通路に接続すること。

ア 別表第5の4の項(2)から(4)までに定める構造とすること。

イ 戸の全面が透明な場合には、必要な箇所に色を有するものを用いる等衝突を防止するための措置を講ずること。

(2) 利用居室の出入口は、別表第5の4の項(1)、(3)及び(4)に定める構造とすること。

4. 廊下等

表示板交付基準

2の項に定める構造の駐車場へ通ずる出入口、3の項(1)に定める構造の出入口及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所から利用居室に至る廊下等は、別表第5の5の項(1)ア並びに(2)ア及びオに定める構造とすること。

5. 階段

表示板交付基準

- (1) 別表第5の6の項に規定する整備基準を準用する。
- (2) 2の項に定める構造の駐車場へ通ずる出入口、3の項(1)に定める構造の出入口及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所から利用居室に至る経路上に階段を設けないこと。ただし、別表第5の7の項(2)に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。

6. 傾斜路

表示板交付基準

別表第5の7の項に規定する整備基準を準用する。

7. エレベーターその他の昇降機

表示板交付基準

直接地上へ通ずる出入口を有する階以外の階を不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物については、その階に通ずるエレベーターを1以上設け、次に定める構造とすること。

- (1) 別表第5の8の項(1)(ウ及びクを除く。)に定める構造とすること。
- (2) かごは、幅140センチメートル以上、奥行き135センチメートル以上(別表第1 1建築物の部30の項から32の項までに掲げる施設にあっては、幅100センチメートル以上、奥行き135センチメートル以上)とすること。この場合において、同表34の項及び35の項に掲げる施設にあっては、床面積の合計が2,000㎡以上のものに限る。

8. 便所

表示板交付基準

- (1) 別表第5の9の項(2)アに定める構造の車いす使用者用便房を有する便所を、建築物の区分ごとに1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。ただし、構造上やむを得ないものについては、この限りでない。)設け、同項(1)アからウまで及び(2)イに定める構造とすること。
- (2) (1)以外の便所については、別表第5の9の項(1)に規定する整備基準を準用する。

(備考)

別表第1 1 建築物の部2の項(令第5条第9号に規定するものを除く。)、9の項(同条第1号に規定するものを除く。)、10の項、18の項、26の項(同条第11号に規定するものを除く。)、30の項から32の項まで、34の項及び35の項に掲げる施設のこの表の規定の適用については、この表中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。